

給水装置の修繕費用の負担に関する要綱

(平成二十五年四月一日公営企業訓令第三号)

改正 令和二年十二月二十五日公営企業訓令第八号

改正 令和三年三月三十日上下水道企業訓令第二号

(趣旨)

第一条 この要綱は、給水装置の修繕費用の負担について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 給水装置 需要者に水を供給するために上下水道企業管理者(以下「管理者」という。)が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 二 水道使用者等 水道の使用者、管理人又は給水装置の所有者をいう。

三 公道 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条及び同法第四十三条第二項に規定する道路のうち、一般の用に供しているものをいう。

四 一次止水栓 止水栓のうち配水管の取付口から最も近い箇所に設置されているものをいう。

(修繕費用の負担)

第三条 給水装置の修繕費用は、水道使用者等が負担する。ただし、次に掲げる場合は、管理者が負担する。

- 一 公道に埋設されている箇所を修繕する場合
- 二 公道との境界から一次止水栓の流出口側のパッキンまでの箇所

（公道との境界から二メートル以内の箇所に限る。）を修繕する
場合

三 水道メーターのパッキンを修繕する場合

四 破損以外の原因による水道メーターの故障を修繕する場合

五 一次止水栓を修繕する場合

六 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場合

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前項第二号の場合において、次に掲げる費用は、水道使用者等が負担する。

一 石張り、タイル張り、コンクリート製の構造物、石積み等の復旧に必要な費用

二 立木等の移植又は復元に必要な費用

三 公道と一次止水栓を設置している地盤との高低差が一・五メートルを超える場合において、水道使用者等が給水管の埋設を希望するときの給水管の埋設に必要な費用

附 則（平成二十五年公営企業訓令第三号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和二年公営企業訓令第八号）

この要綱は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年上下水道企業訓令第二号）

この要綱は、令和三年四月一日から施行する。